

平成 22 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 スパークス・グループ株式会社  
代表者の役職名 代表取締役社長 阿部 修平  
(JASDAQ コード番号：8739)  
問い合わせ先 代表取締役副社長 藤井 幹雄  
電 話 番 号 03-5437-9700

## 新株予約権方式によるストック・オプション付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において新株予約権を発行することにつき、下記のとおり平成 22 年 6 月 18 日開催予定の第 21 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。以下議案を引用いたします。

### 記

#### 議案：新株予約権方式によるストック・オプション付与に関する件

会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、以下の要領により、当社、当社子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役（社外取締役を除きます。以下同じです。）及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

その内容は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を新株予約権の発行時点における当社普通株式の時価を基準として決定するもの（以下、「本ストック・オプション」といいます。）であります。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第 361 条第 1 項第 3 号の報酬等に該当いたします。本議案は、平成 16 年 6 月 22 日開催の第 15 回定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬額（年額 6 億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。））とは別枠にて、年額 1 億円以内で、第 2 号議案〔注：取締役選任に関する議案〕が原案通り可決された場合の取締役 3 名に対し、報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社グループの取締役及び従業員の当社グループ業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保するために、以下の要領に定める新株予約権を発行するものであります。
2. 本ストック・オプションに係る新株予約権の要領  
本ストック・オプションに係る新株予約権を、本 2. において「本新株予約権」といいます。
  - (1) 募集新株予約権の数の上限  
25,000 個を上限とします。
  - (2) 募集新株予約権の内容
    - (i) 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権 1 個当たり当社普通株式 1 株とします。

なお、本新株予約権の割当日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていないものについて、次の算式によりその目的である株式の数を調整します。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後に当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除きます。）を行う場合は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていないものについて、次の算式によりその目的である株式の数を調整します。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

なお、「調整後行使価額」につきましては、(ii)をご参照ください。

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が、株式の無償割当てを行う場合、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、当該株式数は適切に調整されるものとします。

(ii) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額は、株式1株当たりの価額（以下「行使価額」といいます。）に本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数を乗じた金額とします。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除きます。）における株式会社大阪証券取引所の当社普通株式の終値の平均値、又は割当日における株式会社大阪証券取引所の当社の普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とします。）のいずれか高い額に1.20を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げます。

本新株予約権の割当日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除きます。）を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社が保有する自己株式を処分するときは、上記算式の「新規発行株式数」は「処分株式数」に読み替えるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が、株式の無償割当てを行う場合、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、当該行使価額は適切に調整されるものとします。

(iii) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月1日から平成27年6月30日までとします。

(iv) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役又は使用人であることを要します。ただし、本新株予約権者が、任期満了により退任した場合、定年により退職した場合又は当社に特別の貢献があったと認められる場合等には、退職後等も本新株予約権を行使できる場合があります。

- (v) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- (vi) 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を必要とします。
- (vii) 新株予約権の取得事由及び取得の条件
- ① 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が新設合併消滅会社となる新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約又は当社が株式移転完全子会社である株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。
  - ② 本新株予約権者が権利行使をする前に、本新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったことにより本新株予約権を行使できなくなった場合、又は本新株予約権者が本新株予約権の全部若しくは一部を放棄した場合には、当社は、当該本新株予約権について無償で取得することができます。
- (viii) 本要領の規定に反しないことを条件として、取締役会は新株予約権の内容の詳細について決定することができます。
- (3) 募集新株予約権と引換えの金銭の払込み  
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。

以 上